

# 委員等の委嘱

農研機構の規程(国の委員等規程(18規程第101号))により、当研究部門の職員を委員会等の委員に委嘱することができます。

謝金、報酬の受領はできませんが、委員会等に出席する経費は農研機構の規程に従い負担していただきます。

不明な点は下記のお問い合わせまでご連絡下さい。

## 当研究部門職員の委員委嘱手続きについて

当研究部門では委員の委嘱状などの様式は特に定めておりません。

当研究部門では委員の委嘱について、職務の一環として委嘱されて就任するものか、あるいは、個人として委嘱されて就任するものか、を考慮して承諾の可否を判断します。

なお、経費の負担について、当研究部門職員は労働の対価としての謝金・報酬の受領はできません。また、委員会への出席については、開催の都度、農研機構の規程による旅費および間接経費などを負担していただきます。ご了承下さい。

### 1. 委嘱就任の手続きについて

依頼状、委員会設置要領、委員会名簿を揃え、下記の委嘱就任の担当部署に送付して下さい。

**依頼状:** 公文書として当研究部門長宛で作成し、送付して下さい。

**添付書類:** 制定(予定)されていれば委員会設置要領、委員会名簿(予定でも可です)

※ 就任手続きには、1ヶ月程度の期間が必要ですので、早めに送付していただくようお願いいたします。

### 2. 委員会への出席依頼について

1. 職員の派遣の出席を希望される場合は、当研究部門長宛に、職員の派遣依頼を行ってください。派遣依頼文書は「委員等出張申請\_食品研」をご参照ください。  
派遣依頼文書を、開催の都度、下記の担当部署に送付してください。
2. 文書が届きましたら、必要経費の算定を行い、回答文書および請求書を送付いたします。

3. 請求書が届きましたら、記載の指定口座に、納入期日までにお振り込み願います。

所内手続きに時間を要しますので、**3週間くらい前までに**公文書を送付していただくようお願いいたします。

---

#### 負担いただく経費の取扱

**※平成29年6月1日より経費算出方法が変更になりました。**

当研究部門職員が用務地へ赴くために必要な**旅費**をご負担いただきます。

旅費：原則として、農研機構旅費規程（18規程第92号）に定めるところにより得られる額

#### お問い合わせ

##### 【委嘱就任の担当部署】

農研機構 食品研究部門  
企画管理部 管理課 庶務チーム  
Tel 029-838-7975

##### 【委員会出席関係の担当部署】

農研機構 食品研究部門  
企画管理部 企画連携室 交流チーム  
Tel 029-838-7982